

日本小児科医会ニュース

JAPAN PEDIATRIC ASSOCIATION (J.P.A.) NEWS

No.69・2020

発行/(公社)日本小児科医会
発行人/神川 晃東京都新宿区西新宿5-25-11
エッジ・エスト新館ビル2階〒160-0002
TEL 03-5308-7131
FAX 03-5308-7130

会長挨拶

公益社団法人日本小児科医会会長 神川 晃



皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては健康やかに新年をお迎えられましたこととお喜び申し上げます。

成育基本法が2018年12月に成立し、2019年8月に関係省庁連絡会議が開催され、12月1日に成育

基本法並びに関係政令が施行されました。2020年1月には成育医療等協議会が厚生労働省に設置されます。協議会は、主に子ども家庭局母子保健課が担当され、成育基本法の基本方針、それに伴う基本的施策、基本的施策に含まれる項目が検討され、6月か7月には閣議決定される予定です。

昨年、基本方針、基本的施策に関する要望を、小児科医会のブロックにお願いし検討していただき多くのご意見をいただきました。紙面をお借りして感謝申し上げます。すべての子どもにかかわるものの総意を形成するため当会と日本小児科学会、日本小児保健協会、日本小児科外科系関連学会協議会で成育基本法推進委員会を組織しました。3回の委員会を開催し意見交換を行い、最終的には医会で要望を取りまとめさせていただくことになりました。また、自見はなこ先生が厚生労働大臣政務官に就任され、労働、年金、そして子ども子育てを担当されることになり、成育基本法を担当されますので今後とも連絡を密にしていきたいと思います。

皆様から頂きましたご意見は基本的要望として下記7項目にまとめました。今後この要望を軸にして基本方針、基本的施策等を成育医療等協議会に提出してまいります。

1. すべての子どもの権利を尊重し日本で育つ子どもたちの心身が健康やかに育つために国のすべきことを定める
2. 赤ちゃんを産み育てようとする人が安心して出産できる社会をつくる
3. 地域での子育てを社会で支援する体制を構築しその

ための人材を育成する

4. 子どもの愛着を育み、自己肯定感を保ち将来社会と共生できるようにする
5. 様々な困難を持った子どもとその家族の課題を解決・支援することで全ての子どものより良い医療・教育・福祉につなげる
6. 成育医療保健の進歩のための小児医学・医療研究の推進する
7. 子ども家庭庁を創設する

成育基本法の目的は、成育過程にあるものの尊厳が重んじられ、成育医療(医療、保健、福祉そして教育)にかかわる施策が、切れ目なく、総合的に提供されることです。このためには、子どもにプライマリケアを提供し、乳幼児健診から始まり学童、思春期の保健を軸として、医療、福祉、教育を継続して提供することが必要になります。生まれてから成人に至るまで継続して支援することが求められますが、実際に小児科医は何歳まで子どもを診察しているのでしょうか。WHOでは19歳までを理想としています。Bright Futuresでは21歳までになっています。自分の診療を振り返れば、乳幼児から小学生までの診察が主で、中学生から思春期の子どもの受診は少ないために思春期診療に苦手意識を持っています。会員の皆様はいかがでしょうか。

- 子どものかかりつけ医として思春期に携わるならば、
- ・来院した子どもを身体的に診察すること、それに関係する知識を持つこと
 - ・来院した子どもの医学的な問題以外に、心理的、社会的背景を知ること
 - ・子ども達が健康やかに成育できるように保健指導することなどがが必要です。

思春期の子どもたちを継続して支援するためには、多くのことを学習する必要があると感じています。

思春期の医療を知るために、思春期の臨床講習会では思春期の様々な問題に関し19年前から情報を提供していますし、乳幼児学校保健研修会、総会フォーラム、生涯研修セミナーでも関連した多くの講習を企画しています。

病気で来院した子どもの心理・社会的背景を知るため

の問診が重要になります。学校の勉強、部活動、スマホの使用、喫煙の有無は尋ねることがありますが、体系づけられた問診を準備すべきです。厚生労働科学研究成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業岡班では「身体的・精神的・社会的（Biopsychosocial）に健やかな子どもの発育を促すための切れ目のない保健・医療体制提供のための研究」が進行中です。班員の平岩先生が問診を作成されていますのでご紹介する機会があると思います。

健やかな成育を保証するため、Bright Futuresの子どもの健康管理のためのガイドラインを参考に、日本の学童生徒の健診マニュアルのようなものを作成したいと願い、乳幼児学校保健委員会をお願いしています。また学校健診は、集団で実施され医学管理として効率的に機能していますが、更に健全な発育を担保するような個別健

診を、妊産婦検診と同じクーポン制での導入も重要検討課題です。

一方、出産数は加速度がついたように減少し、出産数は10年後には70万人程度になると予測されています。少産化に対する対策を成育基本法の施策にも反映させる予定ですが、小児人口減少による医療経営の悪化に対し、どのような対策を考えていくのが良いか社会保険委員会に検討をお願いしています。

公益社団法人として子どもの医療、保健、福祉に寄与するために事業を、今後とも新生児から思春期に至る子どもを継続して支援できるよう、各種委員会で講演会、研修会を開催してまいりますので今後ともよろしく願いいたします。